

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、事業計画に基づく試行運行などを実施する中で、問題点の検証及び事業の見直しの検討等を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

楠ヶ丘地域において乗合タクシーの試行運行を9月～11月まで実施した。
モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行を4月から1年間実施している。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

楠ヶ丘地域の乗合タクシーの試行運行については、総合事業計画において「協働による取り組み体制の構築」及び「公共交通空白(不便)地域の解消」を評価事項としている。今回の楠ヶ丘地域の試行運行を実施するに際しては、住民・タクシー事業者・行政などの関係者で協議しながら運行プラン等を作成し、停留所設置にかかる沿道住民の同意や停留所設置についても住民の協力により実現できた。また、試行運行期間中も、利用者数などの情報提供やお得な乗車券の導入、停留所の追加、駅前でのPR活動などを地域住民が主体となって実施した。このような地域住民の自主的・主体的な取り組みの背景としては、運行の計画段階から住民が関わったことで「自分達の乗り物だ」という意識が浸透したものと考えている。これらの結果、利用者数は右肩上がりが増加した。

モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行については、総合事業計画では、「現状(平成20年度)以上のバス利用者数確保」としている。試行運行開始後の数ヶ月は住民に周知が行き届いておらず、対前年同月比とほぼ同利用者数で推移していたが、バス停や車内、広報誌・市ホームページ・新聞折込等での情報提供及び利用促進を継続的に行ったことにより、7月以降は順調に利用者が伸びている。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

楠ヶ丘地域での乗合タクシーの試行運行事業はⅢ①でも述べたとおり、持続可能な公共交通を確保していくために必要な協働の取り組みを実施しており、今後、他地域へ展開を図る際のモデル事業と考えている。モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行については、バス利用者が減少を続けている中で、それに歯止めをかけるための効果等を検証する。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

楠ヶ丘地域の乗合タクシーの試行運行は、セダン型のタクシー車両を使用したが、11月の平日1便当たりの平均利用者数は約5.4人で定員数(4人)を超えており、続行便で対応するケースが多くその分経費がかかってしまった。このことから今後は10人乗りのワゴン型車両の導入を視野に検討を進める。
モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行は、運賃の上限を安くしたことにより、利用者数は伸びているものの試行運行前よりも収支率は悪化した。

- ② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行について、モックルコミュニティバスは市役所・図書館などの公共施設及び病院・スーパーなどへアクセスしており、今後の高齢化に伴う病院・買物などの需要が増加することを考慮すれば、引き続き利用促進・情報提供等を行うことにより、さらに利用者数は増加し収支率も改善するものと考えている。

2 事業の実施環境

- ① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

来年度実施予定の計画事業については、国費のほか、河内長野市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、河内長野市の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

総合事業計画においては、「協働による取り組み体制の構築」を目標の1つとしており、本年度では楠ヶ丘地域の乗合タクシーの試行運行実施にあたり、地域住民が自主的に利用促進や情報交換会を開催するなどの取り組みを行っている。今後は楠ヶ丘地域の取り組みをモデルに他地域でも協働体制の構築を図っていきたい。

- ③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

楠ヶ丘地域の乗合タクシー試行運行については、試行運行結果・事後アンケート等を基に、地域住民・タクシー事業者・行政の関係者で本格運行の可否及び財源等を検討していく。
また、モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行については、今年度の実績を参考に評価指標を作成し、本格運行の可否及び財源等を検討していく。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>	
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p>	<p>法定協議会の規約において、「連携計画の作成及び変更の協議」、「連携計画の実施にかかる連絡調整」、「連携計画に基づく事業の実施」などを協議事項として規定されている。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。</p>	<p>法定協議会の規約において、構成員に「地域住民又は利用者の代表」が規定されており、当該規約に則り、市民代表及び市民団体代表が参加している。</p>
<p>③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。</p>	<p>平成22年度開催の第5回、6回の法定協議会において、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果報告等について審議を行った。</p>
<p>④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。</p>	<p>法定協議会の河内長野市地域公共交通会議会議運営規程において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録は原則公表することが規定されており、当該規程に則り、協議会の議事が開示されている。（市ホームページにて掲載）</p>
<p>⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>	<p>法定協議会において計画事業の内容及びスケジュール等について審議されている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。